

## 第 21 期第 17 回神奈川県内水面場管理委員会議事録

日 時 令和 4 年 7 月 22 日 (金) 午後 1 時 55 分から午後 2 時 55 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 8 階 「議会第 3 会議室」

### 議 題

#### 1 指示事項

- (1) 多摩川におけるしじみに関する採捕の制限及び所持等の禁止並びに共同漁業権の行使の制限について (資料 1)

#### 2 協議事項

- (1) 多摩川におけるしじみ採捕の実施結果報告及び同採捕の承認について(2 件)  
(資料 2、資料 3)

#### 3 報告事項

- (1) 令和 4 年度全国内水面漁場管理委員会連合会の通常総会 (書面決議) の結果について  
(資料 4-1~5)

#### 4 その他

- (1) 令和 4 年 10 月の委員会開催日程について  
(2) その他

### 出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 篠本 幸彦、萩原 季、平田 英二、本多 菊男、細川 孝
- 遊漁者委員 長塚 徳男、東 知憲
- 学識経験委員 安藤 隆、井貫 晴介、津谷 信一郎
- ・ 事務局 山本事務局長、川上事務局長代理、高安主査、上原主任主事
- ・ 県水産課 石黒水産振興担当課長、井塚 GL、菊池副技幹、中川技師

## 議 事

山本事務局長

それでは、これより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況ですが、本日は委員 10 名中 10 名の御出席をいただいております。漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは、議長よろしく願いいたします。

議長

それでは、ただいまから第 17 回の委員会を開会いたします。

(井貫会長)

この委員会におきましても会議時間を短縮するため、事前に事務局から資料が送付されております。事務局や水産課からの資料説明は原則省略しておりますので、お願いいたします。

本日の議題ですが、指示事項が 1 件、協議事項が 2 件、報告事項が 1 件とその他となっております。

それでは、本日の議事録署名人を指名させていただきます。萩原委員、細川委員よろしくお願ひします。

両委員

(了 承)

議長

それでは、議事に入ります。

まず、指示事項 1 の「多摩川におけるしじみに関する採捕の制限及び所持等の禁止並びに共同漁業権の行使の制限について」を議題といたします。何か補足説明はありますか。

事) 高安主査

【資料 1 に基づき補足説明】

議長

ただいま補足説明がありましたが、何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

安藤委員

昨年の 7 月の委員会で内容については、かなり議論したように記憶しています。

今、事務局がおっしゃっていた 6 ページ及び 7 ページの要望書ですが、6 ページの大田漁協さんからの要望書で、この要望書の 6 行目「現在はしじみの資源量は安定的と思われませんが、環境の変化や稚貝の乱獲といった事態が発生しますと資源量の急速な減少が懸念されると思われまして」という記載があります。一方、川崎河川漁協さんの方は上から 4 行目で「過去の度重なる大型台風の被害によりしじみをはじめ多摩川の水産資源は大きな被害を受けました」という記述があるのですね。この大田漁協さんのこの記載は、何を今更言っているのだとしたら失礼ですが、ちょっと古い記載のような気がしてしょうがないのですね。というのは、その次の 8 ペー

ジにおいて、昨年もちよつと話題になったと思いますが、平成30年まではしじみが20トン、それが令和元年にゼロというか、捕れない。それから2年で1トンと急速に減っているのですね。それを踏まえて、本当にこの要望書を書いたとなると、大田漁協さんの資源量を安定的と思われませんがというのがあって、急速な減少が懸念されると思われましてというのが、何か余りにもその前の年のそのまま出しました的な感じがしてしょうがないのですが。

先ほどの繰り返しになりますが、川崎河川漁協さんの方はそこを踏まえてですね、資源量の大きな被害を受けましたというところから要望書が出ています。もう要望書が出ているので、今更どうかと思いますが、今後、こういう要望書に基づいて、もしやるのであれば、この要望書をもうちょっと真面目に書いて出して欲しいなという気がしましたので、ちょっと意見を申し上げました。

議長

事務局から何か説明はありますか。

事)川上代理

記載についてはおっしゃるとおりですが、漁獲量の8ページのデータにつきましては、農林水産省の一応参考資料ということでお付けしているものです。事実はこうなのですが、大田漁協さんの方の認識として、どうかというのはあります。それはやはり漁協さんの漁獲とか、そういう観点なので、どうかたちで要望書として反映したかというのは、こちらでちょっと誘導するわけにもいかないものですから。

安藤委員のおっしゃるとおりですので、情報共有としてゆくようなかたちになろうかなと思います。

以上です。

安藤委員

もし来年、また要望書が出たときに何かこうやり取りする機会がありましたら、その辺、実際どのぐらい捕れていて、前に比べてどう捕れなくなっているのだ、だから要望したいのだという辺りの聞き取りをやった上で、要望書を出していただけるとね、いいのかなという気がしたものですから。

事)川上代理

どうも御指導ありがとうございます。了解いたしました。

議長

他に何かございますか。

津谷委員

8ページの下グラフですが、これは漁獲量ですよ。

資源量の推定みたいなものではないですよ。要するに捕る人が減れば、減っていくという資源量の変動ということではなくてという見方でよろしいですよ。

水) 井塚 GL

そうですね、これはあくまでも漁獲量でして、委員のおっしゃるとおり捕る人数だとか、あと捕っている手間といいますか、時間、そのようなものによって漁獲量というのは変わります。

ただ、これはしじみだけではなく、水産資源というのは、なかなか資源量を把握するという部分が難しいというところがございますので、この漁獲量はですね、今のところ、しじみについてはその資源量は推定といいますか、把握する一つの指標にはなるのかなというふうには考えております。

津谷委員

そして、東京都の方は調整規則の中でこの資源確保のために、この規制を入れたということが資源確保の一時的なものの要望ということではなくて、これはもう資源確保のために最低限の定めとして、これはこういうふうにするのだという考えで、多分調整規則の中に固定的に入れている規制だと思えます。

一方、要望書の方を見ると、何か今、危ないからこういう規制をしてくださいという趣旨に見えるのですが。

その辺の整合性がなくて、むしろ一般論としてこういう規制を設けて、しじみ資源を保護するという考え方で規制するならば、委員会指示というかたちではなくて、やはり神奈川の方でも調整規則に入れるようなかたちで、この内容を固定的に入れるようなかたちを取るということは、できないのでしょうか。

議長

水産課から何かありますか。

水) 石黒担当課長

ただいま委員の方から調整規則の方で反映させるのがよいのではないかという御意見をいただきました。確かに委員会指示というのが、随時的、局所的とかいうものについては、臨機応変に委員会指示で対応するという趣旨があります。神奈川の調整規則では、もうちょっと網目が大きい規制になっておりますので、委員会指示で対応させていただきました。

本県では、しじみを漁獲しているのが多摩川のみというところもございますので、そういった趣旨からいわゆる局所的な事項となります。

全県的にはこの網目の構造の籠目とか、す目といった制限が東京都の調整規則よりはもうちょっと大きいため、神奈川ではハマグリとかそういったものを想定して調整規則を設定しておりますので、そういう意味ではこの多摩川の部分については、あくまでも委員会指示で引き続きやるというのが妥当かというふうには考えております。

津谷委員

しじみに関しては、ここまで全県的に規制する必要はないということで

すね。

水)石黒担当課長      そうですね、神奈川の場合にはあくまでも多摩川の河口のみが、しじみ漁としては対象になっているという考えで、この委員会指示で対応しているという考え方です。

安藤委員            確か昨年と同じ質問をされていて、その時の水産課からの回答は神奈川県内でも多摩川のその河口部分だけの話なので、相談したけれども調整規則に入れるような内容ではないと、そのごく一部の話であって、調整規則ではなく、委員会指示でやるべきだろうという意見だったので、そのまま委員会指示が続いているという御回答だったと思います。

議長                 ありがとうございます。  
                          他に何かございますか。  
                          ないようでしたら、1ページの案のとおり多摩川のしじみに関する委員会指示を継続して発出するという事によろしゅうございますか。

委員一同            (了 承)

議長                 では、そのように決定いたします。  
                          続きまして協議事項(1)の「多摩川におけるしじみ採捕の実施結果報告及び同採捕の承認について」を議題といたします。  
                          本日、机上に用意されております資料2と資料3が関係しておりますので、事務局からまず、資料2の方から説明をお願いします。

事)高安主査         【資料2に基づき説明】  
議長                 事務局から説明がありましたが、何か御質問、御意見がありますか。  
安藤委員            資料2の一番下の採捕数量等のところで、計画12地点で神奈川県管理水域としてこれだけというふうに区別して、神奈川県管理水域としてこう書いてありますが、と言うことは東京都の方の管理水域もあるということですよ、違いまいしたか。

事)高安主査         資料の1ページを見ていただくと分かると思いますが、こちらは今回も前年度と同様ということで、5ページに調査区域の図がございます。  
                          図の真ん中が多摩川を表しております。調査地点ということで、この丸が12か所示されておりますが、ちょうどこの多摩川のところの破線が国土地理院の地図の都県境を示しており、申請者の調査地点は破線の下側ということで判断できております。

安藤委員            かなり東京都側に寄っているように図では見えますが、要はこれ全部、神奈川県管理水域ということですよ。

事)高安主査         はい、そうでございます。

安藤委員  
議長

分かりました。

他に何かございますか。

ないようでしたら、以前の承認に対する結果の報告については了承し、新たな申請については、資料2の17ページの案のとおり採捕承認書を交付するという事によろしゅうございますか。

委員一同  
議長

(了 承)

では、そのように決定させていただきます。

続きまして資料3の御説明をお願いします。

事) 高安主査  
議長

**【資料3に基づき説明】**

ただいま事務局から説明がございましたが、何か御質問、御意見がありますか。

安藤委員

資料3の1ページの採捕結果、4.4キログラムなのですが、これは先ほどの資料2の報告と同じく神奈川県管理水域において4.4キログラムということで、いいのでしょうか。

事) 高安主査

こちらの報告内容についてですが、申請者の方にその辺の内容を確認しましたところ、調査は大きく2つございまして、上の生息状況調査に関しては、その部分はちょっと明確に算定できてない状況ということで話を聞いております。

ただ、下の定着移動調査に関してはですね、こちらに関しては、表に書いてあるとおり大師橋を起点に上流、下流等において定着調査ということで、しじみを採捕している状況がございます。これに関しては、資料の13ページの図を見ていただくと、少し図が見づらいですが、ちょうど地図の真ん中の縦線辺り、これが大師橋になりますが、この部分の上流、下流において調査ということで採捕が行われているようなので、この部分に関しては、神奈川県管理水域での採捕と考えられるのではないかと考えられます。この調査に関しては、約1.2キログラムと約3.2キログラムということで、おおよそ4.4キログラムは、神奈川県管理水域と考えております。

議長

よろしいですか。

安藤委員

そうすると確認ですが、5ページの図で先ほどの資料2の質問の時と同じく、川の真ん中に破線が入っていると思いますが、これによって東京都の管理水面と神奈川県の管理水面が分けられていますよね。そして、そのうちの神奈川県側の採捕量が約4.4キログラムということで、いいのでしょうか。

事) 高安主査  
安藤委員

はい。そのように調整されています。

これは前回、聞いたかどうか覚えていないのですが、5 ページの図の破線上にも点がありますが、これは一応、神奈川県管理水域側と東京都管理水域側に一応明確に分けられるということではないのでしょうか。

事) 高安主査

調査地点箇所として、地図に落とされていますので、東京都側とか、神奈川県側とか分かるものもありますが、この報告の生息状況調査に関しては、その細かく算定できないというように回答をいただいております、申し訳ございません、ちょっとこれ以上の説明は申し上げられないのですが。

安藤委員

多摩川で調査をする場合、現実には川へ入ってしまうと、この線が引いてあるわけではないので、分からないのですよね。行くと分かるのですが。だから、これでいくと神奈川県側とその東京都側でそれぞれ許可を出すとなると、どちらにしても、どちらの許可がその場所から出ているのだということを一応明確にしなければいけないので、それがこの図の大きさだと正直よく分からないわけですよね。でも、現実には現場へ行くとそれがどちらの水面なのか分からないという問題があるので、これ自体がどうかという話ではなくて、多摩川に関しては、特に都県が絡んでいる問題があるので、毎回、こういう図が出てくると思うので、何かいい方法はないのかなという気がしたものですから。

例えば、図面上ははっきり、破線上の調査地点がどちら側にあると分かるような図面にして、報告はこの点がそうですよというようにするとか。

正直、5 ページの図のままだと、調査地点の何点かは、どちらなのか何だかちょっとよく分からないので、この 4.4 キログラムというのはどこの地点を拾っているのかなという疑問がどうしても出てきてしまいます。

総量が許可量を超えてないので、いずれにしても問題にするようなことではないのかもしれませんが、ちょっとその辺の気持ち悪さが残るので、また来年も申請が出るかもしれないので、いい方法がないのかなと思いましたが、もし解決策があれば、お願いしたいと思います。

事) 川上代理

事務局からですが、先ほどの神奈川県管理水域というように明確にするということですが、今回の場合、この水域の中の生態調査ということですので、要するに区域は、県域でどうのとか、東京都でどうのとかというのではなくて、この「いであ」さんの調査は多摩川の生態調査ですので、県域は神奈川県の方に申請しますし、東京都域は東京都に申請して、結局、成果物としては、多摩川のしじみの生態はどうかというのが成果物ですの

で、その調査による数値については、成果物としてあるとすれば、その辺りはそれで承認するのがいいのかなと、このようなかたちで事務局としては考えております。

安藤委員

ちよっともう1回、確認ですが、そうするとこの4.4キログラムというのは、東京都側も含めた全ての採捕量ということですか。

事) 川上代理

先ほど説明があったように定着移動調査の部分というのは、神奈川県管理水域というようなかたちですが、それ以外はここで示した水域全体の数だというふうに考えていただければと思います。

説明が不足しましたが、定着移動調査については神奈川県管理水域のみだったということで理解いただければと思います。

議長

いかがですか。

神奈川県水面は何キロというのは、あまり意味がないと思うのですよね。東京都が何キロとあまり意味はないですね。双方からきちんと許可を受けてやって、これで全体はこうだという、そういう取りまとめ方でいいのだというふうに決めてしまえば、問題はなくなるのではないのでしょうか。その結果ですよね。

水) 石黒担当課長

水産課でも特別採捕などでは、やはり同じような許可の内容、例えば海ですと特に線がございませんので、東京湾などの調査でそういった許可では、東京湾の区域のうちの神奈川県海面という表現を通常使わせていただいております。そういう場合も採捕量等については、特に当然、海の場合は、更に線はございませんので、いわゆる県境というのはございませんので、その調査で神奈川県海面でないところも含まれているかもしれませんが、総量でやはり報告をしていただいているというのが事実です。

川の場合はたまたまこういう地図上ですと、都県境というのがあるので分かりますが、安藤委員がおっしゃるとおり、実際の現場ではそういった線が引いてないということで採捕する側からすると、果たしてどこまで境がはっきりしているのか分からないというのが現実かと思えます。

ただ、この特別採捕、それから今回の委員会の採捕につきましてもこの採捕量というのはあくまでもその採捕した量が、例えば、しじみの資源等にどの程度影響が出るのかというところを鑑みるために、特別採捕で許可の採捕の制限があつて、実際にどれだけ捕れたかという報告がございますので、今報告としては、この調査全体、多摩川全体でどれだけ捕れたかというのが重要な事実になるかというふうに考えますので、そういったことからすると、神奈川県管理水域と東京都と分けるよりは、全体で報告数字



をいただいた方が資源管理等の考え方からしても合理的なのではないかというふうに考えられます。

議長

いかがでしょうか。

安藤委員

要はその許可数量があつて報告があるという、そこから言っているだけなので、だから考え方として、神奈川が50キロを許可しました、東京都の管理水域まで含めて、50キロ以下です。だからいいのですというふうですね、今後もしてしまうのであれば、それはそれで、今後、特に議論することもないと思うのですが。

今、課長がおっしゃったような考え方でいいかどうかだけです、そこを決めてしまえばそれでいいでしょう。

議長

違法にならないようにきちんと許可を取って採捕するということと、その海面で捕った量はあまり関係がないような気もいたします。

安藤委員

東京都と合わせて51キロ捕りましたというのは、まずいと思うのですが。

議長

そういう整理でよろしいでしょうか。

今後、調査する会社にそういう取り扱いをしているということで、きちんと説明しておけば、ポイントごとに集計しなくてもいいと思います。

いかがでしょう。

委員一同

(了 承)

議長

では、そのように整理をさせていただきます。

事) 川上代理

ありがとうございます。そのように整理させていただきます。

議長

では、そのようにさせていただくということで、他に何かございますか。

ないようでしたら、以前の承認に対する結果の報告については了承し、新たな申請については、資料3の18ページの案のとおり採捕承認書を交付するというところでよろしゅうございますか。

委員一同

(了 承)

議長

では、そのように決定させていただきます。

続きまして報告事項1の「令和4年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会の結果について」ですけれども、補足説明はありますか。

事) 川上代理

【資料4に基づき補足説明】

議長

何か御質問はございますか。

ないようでしたら、本報告については了承するというところでよろしゅうございますか。

委員一同  
議長

(了 承)

次に、その他のその他になりますけれども、6月の委員会で質問等が出されておりました内水面漁業権の一斉更新に関しまして、本日机上に配付されております資料により水産課から説明があるということですので、お願いいたします。

水) 中川技師

前回6月の委員会におきまして、御指摘、御質問等がございました件について、ここで回答させていただきます。

まず、安藤委員から御指摘のあった件につきまして、今回、スケジュール等を改めて整理させていただき、机上配付させていただいている共同漁業権の免許設定までの流れと書いたA4縦長の資料ですが、こちらを配付させていただきます。

**【資料に基づき説明】**

続いて、前回、津谷委員から御質問がありました活用漁業権と類似漁業権について口頭になりますが、御説明させていただきたいと思っております。

まず、現在免許されている漁業権、今、現状免許されているものが、適切かつ有効に活用されている場合には、その漁業権というのは活用漁業権というふうになります。

活用漁業権というものがあある場合には、その漁場の位置ですとか、区域、そして漁場の種類、そして漁業時期、これらが概ね等しいというふうには認められる漁業権を類似漁業権と呼びますが、これを設定しなければならないというふうには漁業法で定められております。つまり、現在の漁業権というのが、継続して免許を受けられるように現に活用されている漁業権、今、活用されている現在の漁業権と概ね等しい内容の漁業権を設定しなければという法律の建て付けになっているので、それに合わせた漁場計画を立てていくということになります。

口頭ですが、説明は以上になります。

議長

ありがとうございます。何か御質問ありますか。

津谷委員

ちょっと今の点を確認させていただきたいのですが。

今、そこそこ、きちっと使われている漁業権が活用漁業権で、それを新しい漁場計画を立てるときに完全に同じ内容ではないけれども、概ね等しいと。

この基準がよく分かりませんが、それについては、その漁場計画の中に漁業権として落とし込まなければいけないということなのですか。

要するにこれはそういうことなのですかね。

水) 中川技師 まず、その概ね等しいという考え方ですが、現在、免許を受けている漁業権の方が従前と同様の漁業が営むことができるかどうかというのを実質的に判断することになるのですが、例えば、漁場環境が変わって対象となる漁場の位置をちょっと修正しますよとか、あとは水産動植物ですね、漁業権の対象種を変更しますよといった場合にはですね、これはまだ概ね等しいという範囲に含まれるというふうに解されますので、概ね等しいという考え方としては、そのような回答になります。

津谷委員 要するに今まで使ってきたかたちの漁業権を多少違っても、これはもう認めるよという救済の趣旨なのですか、この条文の趣旨というのは、多少違っても漁場計画の内容にその漁業権を載せるということで構わないよという救済の意味で言っているのですかね。

議長 この条文はどういう趣旨なのか、何を目的としてこの条文があるのかがよく分からない。

議長 ちょっと違った漁業権というのは、その現在の漁業権者の希望等に基づいて可能かどうかを検討するということですよ。

議長 行政側で一方的に変えるというのは、あまり考えられてないのですよね。

水) 中川技師 はい。あくまでその漁場計画というのは県が立てるものです。

水) 井塚 GL そうですね、委員のおっしゃるとおり、どちらかというと同じものを作らなくてはいけないというよりも、県として漁場計画の中でこれまできちんと管理されてきた漁業権だから、それに似たようなものを立てなさいと、大きく変えてはいけないよというような趣旨なのかなというふうに考えております。

津谷委員 大きく変えてはいけないよという趣旨なのですか。大きく変えてはいけないよという趣旨なのですね、むしろ縛りかける趣旨なのですか。

水) 井塚 GL むしろ引き続き同じように漁場を管理していただくという意味で、全く同じというわけにいかないのですが、概ね同じような漁業権を作ってください。それで県が勝手にといたしますか、ゴロツと全然違う漁業権を漁場計画に設定するのは、できないということかと思えます。

津谷委員 民間の漁業権者の意思をむしろ尊重してあげるという趣旨の規定なのですかね。

議長 全く同じものでなければ、これは駄目よというのではなくて、多少違っても構わないよという。

水) 井塚 GL そうですね、やはりその部分については、漁場環境の変化だとか、あ

と内水面の場合は、種苗放流の義務が課されますが、ただ、その種苗も手に入らなくなってきているとか、そういうような社会的な背景の変化というのも想定されますので。

だからその部分は、例えば、漁業権の位置を若干漁場環境が変わったから変更せざるを得ないですとか、種苗が手に入らなくなったからその義務放流する種苗の種類を若干減らさざるを得ないとか、そういう部分は概ねという範囲内で認めるというところだと思います。

津谷委員

ちょっとなかなか抽象論で言ってもよく分かりませんので、具体的にその計画が出てきた段階で、これがそういうものだということをちょっと教えてください。

議長

他に何かございますか。

安藤委員

前回もちょっと気になったのですが、括弧の新しい利害関係人への意見聴取と結果公表ですが、これ具体的にどういう感じで進むのですか。

まず、利害関係人への周知と意見の聴取がちょっと12月、1月どういふふうに進むのかというのが、概ねでいいのですが、具体的にはどのような感じになるのですかね。

水) 中川技師

利害関係人の聴取の方法等ですが、こちらは国の技術的助言にも書かれているのですが、インターネット等を用いてホームページ等で公開するかたちをとらせていただきます。

かたちとしては県が実施するようなパブリックコメントに準じて行うというような方法で検討しております。

その利害関係人かどうかというのは、実際その意見をいただいて、その方が利害関係人かどうかというのを該当するかどうかというのを証明してもらうようなかたちになります。それは個別に判断していく必要があるというふうには考えております。

安藤委員

何となくこう利害関係人をこちら県側で特定して、そこでこれでいいですかと、問合せをしてということではないのですよね。あくまでパブコメ方式ということですね。

水) 中川技師

はい。方式としては。

安藤委員

分かりました。

議長

海面も同じスケジュールですか。

水) 石黒担当課長

基本的なスケジュールとしては手続も同じですので、海面の方も同じようなかたちで審議の方は進めていく予定になっております。

海面の方は共同漁業権以外にも定置、区画と三つありますので、ちょっ

とそのやり方は小委員会を作るとか、若干違いますが、計画の流れ、そのようなスケジュール感は同じようなかたちで進めていく予定になっています。

議長

ということは、コロナ禍がすごくなっても開かないわけにはいかないということですね。

水)石黒担当課長

そうなります。

議長

そういうことですので、皆さん、健康管理には十分注意してください。他に何か委員の皆さまから何かありますか。

津谷委員

今のスケジュール部分の11番と12番で公聴会を開催して答申をこちらで出すということは、これは2月に両方やるようなかたちですが、2回委員会を開くという趣旨ですか。

それともこれは1回開いて、公聴会を聴いてその場で答申を出してというイメージなのでしょうか。

事)川上代理

そうですね、まず諮問等の委員会を開催していただきまして、あとの告示とか、事務手続はこちらの方でやるのですが、公聴会自体をどういうふうで開催するかというのは、これから検討しなくてはいけないのですが、これ自体は、また委員会を開いてやるようなかたちになろうかと思えます。10年前もそのようなかたちでやっていたようですので、また日程については、具体的に詰めた後で委員会の方にお諮りしたいと思っています。

津谷委員

公聴会、答申が同じ日に設定されるとしてしまうと、もう公聴会というのは、かたちだけやったということになるのですか。

事)川上代理

ちょっとまだスケジュールの方が具体的ではないので、一本になっていますが、これも当然日程的にはそういう期間を設けないとできませんので、それはしかるべき日程をしっかりとまたお示しするようにいたします。

議長

公聴会で反対意見を言うような人が来ておられなかったのも、そのまま答申したという記憶がございます。多分、何回もそういうことを繰り返しているのだと思います。

安藤委員

その時は、やはり2回やったのですか。

議長

公聴会及び答申を同一の会議でやりました。それで支障がないということがずっと続いているのだと推測しております。

他に何かございますか。

一応、議題はこれで終わりということですが、委員の皆さまから何か御発言があれば、お願いします。

よろしいですか。

事務局、水産課から何かありますか。

ないということですので、これで本日の委員会は終了いたします。どうもありがとうございます。